

改正後	改正前
<p>(賞与)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p><u>附 則（令和3年11月30日規程1 - 4 - 16）</u> この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、令和3年12月に支給する賞与の額については、第10条第2項中「100分の175」とあるのは「100分の172.5」とする。</p>	<p>(賞与)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合には100分の152.5、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>